

## 宋代天台における六即説の展開

### ——六即と理事兩種三千の對應關係をめぐって——

久保田 正 宏

#### 一 問題の所在と基本説の確認

宋代における六即に關する教學發展を見るときには、四明知禮の蛙蛭六即説<sup>(1)</sup>を抜きにして考えることはできないであろう。この教説によれば、理即から究竟即までの六即全てが、死體や糞尿に湧くとされる蛙蛭という蟲と同等になるのである。知禮は、全ての衆生が佛に即するという天台の行位論を改めて強調したのである。

勿論、知禮の後裔の多くは、蛙蛭六即説を受け継ぐことになる。ここで、宋代の諸學匠が、蛙蛭六即説の域を出ない六即説を説いていたとすれば、知禮より後の宋代天台<sup>(2)</sup>には、六即についての新たな思想の發展はなかつたことになるが、宋

代天台諸師の文獻を見ると、蛙蛭六即説の枠には収まらない六即説の展開が浮かび上がってくる。

そもそも、天台の六即という行位には、上慢と卑屈を同時に防ぐという創設意圖がある。すなわち、六即という行位が、差別を強調する側面と、平等を強調する側面の兩面を有しているということであり、荆溪湛然の『止觀輔行傳弘決』卷一之五における「此六即義起<sup>レ</sup>自<sup>レ</sup>一家、深符<sup>二</sup>圓旨<sup>一</sup>永無<sup>二</sup>衆過<sup>一</sup>」<sup>(3)</sup>暗禪者多增上慢、文字者推<sup>二</sup>功上人<sup>一</sup>、竝由<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>曉<sup>三</sup>六而復即<sup>一</sup>。」という記述は、まさしくこうした六即の特徴を言い表したものであろう。

そして、平等と差別の二つの側面を有する六即は、湛然述『止觀大意』において次のように説明される。

已發<sub>レ</sub>圓心<sub>二</sub>未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>圓心<sub>一</sub>。爲<sub>レ</sub>初心是<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>後心是<sub>一</sub>。爲<sub>レ</sub>初  
即<sub>レ</sub>後、爲<sub>レ</sub>初異<sub>レ</sub>後。若初非<sub>レ</sub>後是。若初心異<sub>レ</sub>後。俱非<sub>レ</sub>

圓融<sub>二</sub>。故辨<sub>レ</sub>六即<sub>二</sub>而判<sub>レ</sub>是非<sub>一</sub>。謂、理即<sub>レ</sub>名字即<sub>レ</sub>觀行即<sub>レ</sub>・  
相似即<sub>レ</sub>分真即<sub>レ</sub>究竟即<sub>レ</sub>。即故初後俱是。六故初後不<sub>レ</sub>濫。

理同故即<sub>レ</sub>、事異故六。凡諸經中有即名<sub>レ</sub>者、如<sub>レ</sub>生死即涅  
槃之流<sub>二</sub>。皆以<sub>レ</sub>六位<sub>レ</sub>甄<sub>レ</sub>之。使始終理同、而初後無<sub>レ</sub>濫<sub>一</sub>。

この記述において、六即という行位は、「理同故即、事異故  
六。」と定義される。湛然によれば、理が同じであることが

「即」であり、事が異なることが「六」であるというのである。  
六即における平等と差別の両面は、この湛然の定義に基づけ

ば、理同の側面と事異の側面と言い換えることができよう。  
さらに、同書の「理同故即、事異故六。」という湛然の六即

の定義は、後に知禮も重んじることになり、『十不二門指要鈔』  
巻上で次のように述べる。

一家所<sub>レ</sub>判法門名義無<sub>レ</sub>間<sub>二</sub>高下<sub>一</sub>。己他<sub>レ</sub>、無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>理性本具<sub>一</sub>・  
全性起修・分顯究盡<sub>二</sub>。故今十門一一如是皆爲<sub>レ</sub>觀體<sub>一</sub>。其

義更明。然事異故六<sub>一</sub>・理一故即<sub>一</sub>、此宗學者誰不<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。  
而的當者無<sub>レ</sub>幾。應<sub>レ</sub>知、圓家明<sub>レ</sub>理已具<sub>レ</sub>三千<sub>一</sub>、而皆性不

可<sub>レ</sub>變。約<sub>レ</sub>事乃論<sub>レ</sub>迷解<sub>一</sub>・眞似<sub>一</sub>・因果有<sub>レ</sub>殊。故下文云、  
三千在<sub>レ</sub>理同名<sub>二</sub>無明<sub>一</sub>、三千果成咸稱<sub>二</sub>常樂<sub>一</sub>。

宋代天台における六即説の展開（久保田）

改無明即明、三千竝常俱體・俱用。約理若見<sub>レ</sub>斯旨<sub>一</sub>稍  
可<sub>レ</sub>持論<sub>一</sub>。

知禮の見解に従えば、六即の理同の側面は、三千を具えて  
性が不可變であることを意味し、六即の事異は、迷解・眞似・  
因果に異なりがあることを意味するといふ。そして知禮は、

『十不二門』における因果不二門を明かす中の「所以三千在  
理同名<sub>二</sub>無明<sub>一</sub>、三千果成咸稱<sub>二</sub>常樂<sub>一</sub>。三千無<sub>レ</sub>改無明即明、三

千竝常俱體・俱用<sub>一</sub>。」という記述を用いて、六即の理同と事異  
を解釋する。このように、知禮は、六即の理同と事異の両面

を三千と關連させて解釋するのである。  
言うまでもなく、三千とは全ての諸法のことであり、天台

の法華圓教教學における一念三千とは、この三千を一念心に  
具えることを意味する。宋代に至ると、知禮は山外派の理總

事別の説を批判するにあたって、理と事の兩重に總（一念心）  
と別（諸法）があることを主張するのであり、知禮教學では、

理における總別が理具（本具）の三千、事における總別が變造  
の三千として認識される。そして、知禮より後の時代には、

理具・變造の三千は、理造・事造の兩種三千と呼ばれるよう  
になる。

しかしながら、知禮の教説では、こうした理具三千（理造三

千)と變造三千(事造三千)が、六即の理同と事異の二つの側面と、どのような對應關係にあるかということが判然としないのである。結果として、知禮没後の中國天台では、六即における平等を強調する側面、つまり理同と、差別を強調する側面、つまり事異を、理造・事造の兩種三千を用いて、どのように定義するかという問題に發展することになる。

このときに、南宋時代の北峰宗印(一一四八—一二二三)等  
は、理造三千と事造三千をともに六即の理同の側面に配當する。一方で、宗印の法孫である武林可度(生没年不詳)の文獻に示される説は、理造三千をそのまま六即の理同と看做し、事造三千をそのまま六即の事異と看做すものである。宗印と可度は、ともに知禮の系統に屬する學匠であるにも拘らず、はつきりと見解が分かれるのである。<sup>(8)</sup>

従來、こうした六即の理同・事異と理事兩種三千の對應關係をめぐる諸師の見解の相違が、宋代天台の思想史における一連の問題として捉えられることはなかったように思う。そこで、本稿ではまず、『大乘止觀法門宗圓記』等の大部を残した智湧了然(一〇七六一—一四一)の思想の中から、これまで注目されることがなかった六即解釋に焦點を絞って検討を加え、他の學匠の六即説との關係を考慮しつつ論を進めること

にする。その上で、上記のような學匠間の見解の相違を生じさせた要因を探り、宋代における六即説の展開の様相を明らかにしたい。

## 二 了然の六即解釋

智湧了然<sup>(9)</sup>は、南宋時代の初頭前後に活動していた天台の學匠であり、知禮の門弟である神照本如(九八二—一〇五二)の系統に屬する。了然が残した著作の中で、六即の理同・事異と理造・事造兩種三千との關係について論じているものに、『大乘止觀法門宗圓記』がある。

例えば、同書卷二には、「問。釋籤云、理體無<sub>レ</sub>差、差約<sub>二</sub>事用<sub>一</sub>。如何分<sub>二</sub>對各互二具<sub>一</sub>。答。理體無<sub>レ</sub>差爲<sub>二</sub>互具<sub>一</sub>、差約事用爲<sub>二</sub>各具<sub>一</sub>。」<sup>(10)</sup>という問答がある。これは、『法華玄義釋籤』卷四の「……故此三法得<sub>レ</sub>名各別。何者、如衆生身中佛法・心法、猶通<sub>二</sub>因果<sub>一</sub>。況衆生名通、通<sub>レ</sub>凡通<sub>レ</sub>聖。若佛身中衆生・心法、亦定在<sub>レ</sub>果。心法之中佛法・衆生法、此二在<sub>レ</sub>因。若爾、何故經云三無差別。答。理體無<sub>レ</sub>差、差約<sub>二</sub>事用<sub>一</sub>。」<sup>(11)</sup>という記述に示される理體・事用の概念を、どのように各具と互具に對應させるかという問に對し、差別がない理體を互具に、差別を有する事用を各具に分けて對應させると答えるものである。

この問答の次には、「問。金鉉以三事理體一爲互具。何不獨以理爲互具。」という問が立てられる。これは、『金剛鉉』における「……是則衆生唯有迷中之事理。諸佛具有悟中之事理。迷悟雖殊、事理體一。故一佛成道、法界無非此佛之依正。」という記述の「事理體一」の語を、理事の體が一であるという互具の状態と解釋した上で、理體のみを互具と定義した前の問答との矛盾を問うものである。了然は、この問に對して次のような答を示す。

答。籤云「理體無差」者、乃是能融也。三法高下者、乃是所融也。由以理體融之故。故三法無差。三法既然。無差則所具、事理任運體一。乃成互具也。斯同「金鉉事理體一。亦同大意思理同故即」。以此事理「從迷悟・高下」乃成各具。故釋籤云「差約事用」。斯同「金鉉迷悟雖殊。復同大意思理同故六」。今以三千事理「若從各具」皆在「事異」。若從互具「俱在理同」。不二門云、三千在理同名「無明」、三千果成咸稱「常樂」。豈非三千俱在「事異」成各具耶。三千無改無明即明、三千竝常俱體・俱用。豈非三千俱在「理同」我互具耶。由「無明當體體屬於生」智明當體體屬於佛。今點「生同佛」。故云「無明即明」。斯乃生亦具佛也。由「理體體屬於佛」事用當體體屬於生。

宋代天台における六即説の展開（久保田）

今點佛同生。故云俱體・俱用。斯乃佛亦具生也。祇由理同。是故互具。

了然はず、『法華玄義釋籤』卷四の「理體無差」の「無差」という語を、理事の體が一であることと定義する。そして、理體に差別がないという「理體無差」という記述は互具を意味し、これは『金剛鉉』の「事理體一」や「止觀大意」の「理同故即」と同じであるというのである。

同時に了然は、このような理事が、迷悟・高下といった差別に依れば各具を成し、『法華玄義釋籤』卷四の「差約事用」や『金剛鉉』の「迷悟雖殊」、そして「止觀大意」の「事異故六」と同意になるというのである。

注目すべきは、了然が、六即の理同と事異に、理造・事造の兩種三千がどのように對應するかという問題について見解を示していることである。右の記述の傍線部では、兩種三千が各具である場合にはともに事異に在り、兩種三千が互具である場合にはともに理同に在ると説明されている。

そして、『不二門』の「三千在理同名無明」、三千果成咸稱「常樂」の記述は、兩種三千がともに事異に在って各具を成すことを言い表し、同書の「三千無改無明即明」、三千竝常俱體・俱用」の記述は、兩種三千がともに理同に在って互具

を成すことを言い表しているというのである。<sup>(19)</sup>

このような了然の見解は、『大乘止觀法門宗圓記』卷三にも見ることが出来る。

……從此辨義、則事理三千各通於差。辨以無差、或於事理各從藏體之無差。故事理三千皆名無差。各從俗用之而差、故事理三千皆名爲差。又此事理在衆生心、名之爲迷、在諸佛心、名之爲悟。故事理三千從於迷悟俱在事異、皆名爲差。若指迷即悟、指悟即迷。故事理三千俱在理同、皆名無差。祇由一念圓融。是故義無不可。<sup>(20)</sup>

理事兩種三千が事異に在ることが差別の状態であり、理同に在ることが無差の状態であるという了然の見解が、ここにも明らかに表れているであろう。

さらに、同書卷二には、六即の理同・事異と兩種三千の對應關係に關する了然の重要な見解が示されている。

問。理同・事異各是三千耶。

答。此問不然。向約理同・事異爲能具說。乃以三所具三千從於能具。事理不同故有各具・互具之別。若欲就於理同・事異辨三千法體者、應知、單理不成、獨事不<sub>レ</sub>是。須以理同融於事異。是故事異・理同法

體圓具方爲三千。及趣無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>極。則趣<sub>レ</sub>事爲<sub>レ</sub>事、趣<sub>レ</sub>理爲<sub>レ</sub>理。<sup>(21)</sup>

まず問は、理同と事異が兩者ともに三千であるかということとを問うものである。答において「單理不成、獨事不<sub>レ</sub>是。須以理同融於事異」という記述があるように、了然は理同と事異は圓融し、どちらも三千であることを強調している。その上で了然は、「及趣無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>極」と述べた上で、三千は理同に趣けば理の三千になり、事異に趣けば事の三千になるとも説く。

同書同卷にある「問。單理・獨事若非三千、如何得<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>理具三千・事造三千。答。此約歸趣無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>極義。以三千趣<sub>レ</sub>理故曰理具三千。以三千趣<sub>レ</sub>事故曰事造三千。若其成三千之體者、必事理圓具方成三千也。……」<sup>(22)</sup>という問答の内容を考慮しても、了然の見解をこのように理解することは適切であろう。つまり、三千が六即の理同に趣けば理具三千（理造三千）になり、六即の事異に趣けば事造三千になるということである。

これまで見てきたように、了然の説に従えば、六即の事異にも三千が當て嵌まるということになる。そこで、『大乘止觀法門宗圓記』卷二における次の問答では、六即の事異を三

千として理解することの妥當性が問われている。

問。事異揀濫云何三千。

答。偏教揀濫而無<sub>レ</sub>理融。故非<sub>レ</sub>三千。圓中事異約<sub>レ</sub>卽論<sub>レ</sub>六。圓中理同約<sub>レ</sub>六論<sub>レ</sub>卽。既得<sub>レ</sub>云無高下之高下。豈不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>云非揀濫之揀濫。故圓揀濫定是三千。若謂<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>然、豈可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>云圓人之位。然此且約<sub>レ</sub>能詮<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>圓<sub>レ</sub>說。況復若取<sub>レ</sub>三千、攝無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>遍。則偏教揀濫亦是三千。<sup>(24)</sup>

了然是、偏教の事異である揀濫に理融はなく、偏教の揀濫は三千ではないと述べているが、圓教の揀濫が三千であれば、結局は、偏教の揀濫も三千になると説く。ともかく了然は、六即の理同だけでなく、事異も三千であることを強調するのである。また、そもそもこのような問答が設けられていることと自體が、了然の時代に、六即の事異の側面を三千と看做すことを許さない者がいたことを暗示しているようでもある。上述のように、了然は知禮の解釋を介することなく、直接湛然の教説に獨自の解釋を加えているのである。了然は、差別がない六即の理同の側面を理體と定義し、差別を有する六即の事異の側面を事用と定義する。また、三千との關係という観点から見れば、六即の理同が理事兩種三千の一なる體であり、事異が理事兩種三千における迷悟や高下であると説い

宋代天台における六即説の展開（久保田）

ていることになろう。

それだけでなく、了然は、理事の三千は理同に趣けば理の三千になり、事異に趣けば事の三千になるとも説いているのであって、この解釋に従えば、六即における理同と事異の關係を、理造三千と事造三千の關係にそのまま當て嵌めることも可能となろう。これは、後代の文献に示される諸説との關係を考慮する上でも、重要な意味を持つ了然の主張である。

### 三 宗印の六即説

知禮の弟子である南屏梵臻（一〇五一—一一〇三）の系統に屬する北峰宗印は、『北峰教義』を撰し、後山外派の淨覺仁岳（九二一—一〇六四）が著した『義學雜編』に反駁した。宗印は『北峰教義』において、六即についても、仁岳の唯假三千の説を批判している。<sup>(25)</sup>しかし、次に示す同書の記述では、仁岳以外の者の説が批判の對象になっていることが注目される。

三、名義分對。然六即之義、事異故六・理同故卽。還可<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>對理事兩種三千<sub>レ</sub>否。答。先達竝以<sub>レ</sub>事異故六<sub>レ</sub>對<sub>レ</sub>事造三千、理同故卽對<sub>レ</sub>理造三千。今則不<sub>レ</sub>然。卽約<sub>レ</sub>法體是同、六約<sub>レ</sub>情智・高下。六位事用法體全體卽<sub>レ</sub>理。故

云「理同故卽」。六位情智・迷悟所見事異。故云「事異故六」。是則事理兩種三千、是法體竝對「理同故卽」。事異故六乃情智・高下、修證有「差」。非「關」三千法體有「異」。若以「兩種三千所收」、却不「妨」六位高下是事造所收。但不

可「直將」兩種三千對「事異故六・理同故卽」也。<sup>26)</sup>

宗印は、六卽の理同と事異に、理造三千と事造三千を分けて配當すべきか否かという問を立てている。この問に對する答で、宗印はまず、六卽の事異を事造三千と看做し、六卽の理同を理造三千と看做す「先達」の説を否定する。宗印によれば、六卽の理同の側面というのは、理造三千と事造三千の法體が同じであることを示しているという。

一方で、六卽の事異の側面は、情智、高下、そして修證の差別を表したものであり、これは三千の法體に差別があることを意味するものではないというのである。そして問題となるのが、「若以「兩種三千所收」、却不「妨」六位高下是事造所收。」という記述である。

要するに、宗印の説に従つて、六卽の理同を理事兩種三千の法體と解釋し、事異を情智・高下といった差別と解釋すれば、六卽の事異が、兩種三千の範圍外に在ることになつてしまふという捉え方もなされかねないのである。この記述は、

そうした問題點を指摘されることを想定したものと考えられる。つまり宗印は、六卽の事異が事造三千に收められることを否定しないというのである。しかし宗印は、兩種三千を分けて理同と事異に對應させることを斷じて認めていない。

さらに、宗印は右に示した自説を裏付ける證文として、知禮の文獻を引きつつ説明を續ける。

指要上云、事異故六・理一故卽、應「知、圓家明」理已具「三千」而皆性不「可」變。<sup>故論</sup>約「事乃論」迷解・眞似・因果有「殊」。<sup>故論</sup>四明意謂、荆溪釋「生死卽涅槃之流」而云「理同故卽」。蓋由「生死之法・圓理本具性不」可「改故云」理同故卽。若從「人說、則迷悟・因果・陰顯事殊故云」事異故六。……四明每云「迷悟・體用不二」。准例應「云」。應「知、圓家六卽高下但約」迷悟「論」之。不「約」事理・體用「說」也。指要云約「事乃論」迷解・眞似・因果「者、迷則迷」兩種三千、「悟則悟」兩種三千、「眞則眞」證兩種三千、「似則似」證兩種三千、「因則兩種三千俱因、果則兩種三千俱在」果也。故荆溪云、染淨既分。如「位須」辨。而衆生有「迷中事理」、諸佛有「悟中事理」焉。<sup>故論</sup>

宗印はまず、『十不二門指要鈔』卷上における「然事異故六・理一故卽、此宗學者誰不「言」之。而的當者無「幾」。應「知、圓

家明<sup>レ</sup>理已具三千<sup>二</sup>而皆性不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>變。約<sup>レ</sup>事乃論<sup>レ</sup>迷解・眞似・因果有<sup>レ</sup>殊<sup>(28)</sup>。の記述を引く。先述したように、これは、知禮が『十不二門』の「所以三千在<sup>レ</sup>理同名<sup>三</sup>無明、三千果成咸稱<sup>三</sup>常樂。三千無<sup>レ</sup>改無明即明、三千竝常俱體・俱用。」<sup>(29)</sup>という教説に依據しつつ、六即の理同と事異に關する見解を示している部分である。

引用されている『十不二門指要鈔』卷上の知禮の見解に従えば、確かに、兩種三千が六即の理同に屬し、迷解・眞似・因果といった差別が六即の事異を意味するという解釋は成り立つであろう。すなわち、宗印は知禮の教説を據り所として、理造・事造の兩種三千がともに六即の理同の側面に當たり、情智や高下といった差別が六即の事異に當たるということを確認しようとして試みているのである。<sup>(30)</sup>

また、右に示した『北峰教義』の中の「應<sup>レ</sup>知、圓家六即高下但約<sup>レ</sup>迷悟論<sup>レ</sup>之。不<sup>レ</sup>約<sup>レ</sup>事理・體用說<sup>レ</sup>也。」という傍線部は、まさに宗印の六即説の要旨であると言えよう。宗印は、六即の事異は迷悟といった差別の觀點から論じられるべきものであり、理事や體用の觀點から説かれるべきではないと強調しているのである。

これは、『十不二門指要鈔』卷上において、『十不二門』の宋代天台における六即説の展開（久保田）

「三千竝常俱體・俱用」の文に「<sup>明即</sup>約理」という割註が付されていることを根據の一つとしているのであろう。つまり、宗印はこれをもって、知禮が六即の理同を體用の觀點から説いていると解釋しているのである。

勿論、『十不二門指要鈔』卷上において迷解・眞似・因果で説明される六即の事異は、理事兩種の三千が置かれている状態のことを示していると理解することも可能であり、それは右に示した『北峰教義』の記述の後半にも説かれていることである。

しかし宗印は、六即の事異を理事や體用の觀點から説くべきではないと明確に主張し、理造・事造の兩種三千を六即の事異に當て嵌めることには、極めて消極的な見解を示しているのである。この點において、宗印の見解は、六即の理同を理體、そして事異を事用と定義する了然の六即解釋と根本的に異なる。何より、前に論じた了然の説は、六即の事異が三千であることを殊更に強調していたのである。

#### 四 善月の六即説

南宋時代の柏庭善月<sup>(31)</sup>（一一四九—一二四一）は、知禮の門弟の一人である廣智尙賢（一一〇二—一一二八）の系統に屬し、宗印と



ほぼ時代を同じくする學匠である。善月は『山家緒餘集』卷中の「六即義」という章で、六即の理同・事異と理造・事造兩種三千の對應關係について次のように述べている。

然有二三曲說。貽諸口實。以爲正派、尤害圓宗。莫或正者。如以指要所謂一家明理已具三千、而皆性不可變、約事乃論迷解・眞似・因果有殊、謂事異故六即事造三千、理同故即理造三千者。或曰事異故六乃情分高下者、至有過於圓說。曰即即六即者。今正之曰、以事異・理同而分兩種三千、是誣四明也。究其所示、兩種三千祇一三千。事異・理同未始暫離。何嘗分對耶。政使義門對當祇應兩種三千。并對理同。謂不<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>兩種三千之理同故。故曰圓家明理已具三千、祇此理字已該事理三千也。繼而曰、約事乃論迷解・眞似・因果有殊。始分六位之別。所以兩種三千俱迷・俱解等。是亦事理俱理、事理俱事也。故以<sub>レ</sub>兩配之、曰三千在<sub>レ</sub>理同名無明、三千果成咸稱常樂者、約事明<sub>レ</sub>六也。三千無<sub>レ</sub>改無明即明、三千並常俱體・俱用者、約理明<sub>レ</sub>即也。既以<sub>レ</sub>俱體・俱用句屬乎理同<sub>レ</sub>則今之所對。<sup>32)</sup>

まず、善月は「二三曲說」の一つとして、六即の事異の側

面を事造三千と看做して六即の理同の側面を理造三千と看做す説を擧げる。その上で善月は、六即の理同と事異に理造三千と事造三千を分けて配當することは、知禮の説を誘つて蔑ろにするに等しいと説く。善月によれば、理造・事造の兩種三千は一の三千であり、兩種三千は離れることがないのであるから、この兩種三千を分けて理同と事異に配當するのは不當であるというのである。

そして善月は、理事兩種三千をとものに六即における理同の側面に當てるのである。善月は、このような解釋の根據を、知禮の文獻の中に見出そうとする。善月の説に従えば、『十不二門指要鈔』卷上の「圓家明理已具三千、而皆性不可變」<sup>33)</sup>の記述における「理」は、理造・事造の兩種三千に該當するといふ。言い換えれば、『止觀大意』の「理同故即」<sup>34)</sup>の語が、兩種三千を意味することになる。

他方で、『十不二門指要鈔』卷上の「約事乃論迷解・眞似・因果有殊」<sup>35)</sup>の記述における「事」は、六即における六つの位の高下を表しているといふ。これは、『止觀大意』の「事異故六」<sup>36)</sup>の語を、六位における迷解・眞似・因果といった差別で説明しようとするものである。

右に示した『山家緒餘集』卷中の記述で注目すべきは、「既

以俱體・俱用句「屬乎理同、則今之所對。」という最後の傍線部である。つまり、三千の俱體・俱用という状態が六即の理同と同義であると説いているのであって、前に扱った宗印の説と同様に、理事や體用の觀點から説かれるのは、六即の理同の側面のみであるというのが善月の見解であると理解できよう。

上述の善月の見解は、宗印の六即説と大同であるが、善月(37)は宗印のように、六即の事異が事造三千の所收であることを否定しないとは述べていない。逆に言えば、六即の事異が事造三千の所收になり得るといふ宗印の主張は、善月の説には見られない宗印の六即説の特徴であることになろう。

## 五 『不二門指要鈔詳解』に見る六即説とその

### 影響

武林可度は、北峰宗印の孫弟子に當たる學匠である。可度の著作には、『不二門指要鈔詳解』があり、同書卷上末には、可度が六即の理同と事異について論じている部分がある。

それでは、可度が六即の理同・事異と理造・事造兩種三千の對應關係についてどのような見解を示しているかというのと、まず同書同卷には、「約事乃論迷解等、即變造三千。全

宋代天台における六即説の展開（久保田）

理成事遂分六位之差、即事異故六也。」とある。これは、可度が六即の事異、つまり六即における差別を強調する側面を、そのまま變造三千（事造三千）と看做すものであり、前に確認した宗印や善月による六即の事異の捉え方と明らかに異なることがわかるであろう。

そして可度は、六即における理同・事異の兩面と、理事兩種三千の關係について、「今以理同・事異對兩種三千者、不レ分而分。以事異故六即理之事對事造三千、理同故即即事之理對理造三千也。若謂兩種三千之外更有迷悟之事、則兩種三千攝法不盡。何名妙法耶。」と説く。可度は「不レ分而分」として、兩種三千を二つに分けるわけではなくいと述べた上で、理造三千を理同に、事造三千を事異に配當する。この記述によれば、六即の事異は理に即する事を示すものであって事造三千に對應し、六即の理同は事に即する理を示すものであって理造三千に對應するというのである。

さらに可度は、理造・事造の兩種三千の外に迷悟の事というものが存在すれば、結果的に、兩種三千は法を收め盡くさないことになってしまい、妙法と呼ぶことができなくなると指摘する。これは、『北峰教義』において、六即の事異が事造三千の所收となることを否定しないと述べる宗印に宛てたも

のと考えられる。同時に、可度の説は、前の宗印撰『北峰教義』や善月述『山家緒餘集』巻中で批判の對象になつていた説と一致するのであり、兩説は全く相容れないと言える。

また、『十不二門指要鈔詳解』巻上末からは、六即の理同・事異と兩種三千の關係に關する次のような記述が見出される。

此六即與<sub>二</sub>兩種三千<sub>一</sub>如何會同。雜編云、理同者、三千空中之理、迷悟咸同也。事與者、三千即假之事、因果有<sub>レ</sub>異也。<sub>又</sub>雪川之説分<sub>二</sub>割三諦<sub>一</sub>已死之義。置而勿<sub>レ</sub>論。南屏云、兩種三千法體皆不思議名<sub>二</sub>理同<sub>一</sub>、六位淺深情分<sub>二</sub>高下<sub>一</sub>名<sub>二</sub>事異<sub>一</sub>。<sub>北峰因<sub>二</sub>南屏之説<sub>一</sub>又詳究<sub>二</sub>妙宗<sub>一</sub>指要之文<sub>二</sub>曰、理同者、事造三千法體與<sub>レ</sub>理同故即也。事異者、情智<sub>・</sub>迷悟<sub>・</sub>淺深所見事異故六也。<sub>情智<sub>二</sub>迷悟<sub>一</sub>蓋圓詮生佛<sub>・</sub>迷悟緣起<sub>・</sub>變造諸法、皆事三千。竝由<sub>レ</sub>理起、全<sub>レ</sub>事即理。事與<sub>レ</sub>理同故云<sub>二</sub>理同故即<sub>一</sub>也。而事造上有<sub>レ</sub>迷有<sub>レ</sub>悟。逆順事殊、悟仍淺深<sub>・</sub>眞似相別故云<sub>二</sub>事異故六<sub>一</sub>。是則理同故即通<sub>二</sub>事理<sub>一</sub>兩種三千。事異故六別指<sub>二</sub>事造三千<sub>一</sub>分<sub>二</sub>迷悟<sub>一</sub>淺深事異<sub>一</sub>也。<sub>今恐、理事三千攝<sub>レ</sub>法周遍。豈事造外更有<sub>レ</sub>情智<sub>・</sub>淺深<sub>・</sub>應<sub>レ</sub>屬<sub>二</sub>緣生虛假<sub>一</sub>。非<sub>二</sub>圓家即<sub>レ</sub>理之事<sub>一</sub>也。<sub>(10)</sub></sub></sub></sub>

まず、仁岳の唯假三千の説が批判された後に、知禮の弟子の一人である南屏梵臻の説が示されていることが注目される。この説は、理造・事造の兩種三千を六即の理同の側面に收め、情の淺深による六位の分化を六即の事異と解釋するものである。なお、梵臻には『十不二門總別指歸』という著作があつたことが知られているが、これは現存しないため、この説を確認することはできない。

さらに注目すべきは、その後に付されている割註である。この割註に従えば、宗印が『十不二門』の「迷厚薄故強分<sub>三</sub>惑<sub>一</sub>、義開<sub>三</sub>六即<sub>一</sub>名<sub>二</sub>智淺深<sub>一</sub>」の記述を根據として、梵臻の「淺深情」という語を批判したことになる。恐らく、宗印は『十不二門』の「智淺深」という語を重視し、情の淺深が六即における位の高下を分けると説く梵臻を批判したのである。<sub>(11)</sub> さて、右に示した『十不二門指要鈔詳解』巻上末の記述では、梵臻の説の後に、宗印の説が傳えられている。ここに示される宗印の説とは、要するに、理造・事造の兩種三千を六即の理同に當て、情智・迷悟・淺深の所見を六即の事異に當てるものであつて、これは、宗印撰『北峰教義』に見られた六即説と同じである。

そして、右の記述の「事異故六別指<sub>二</sub>事造三千<sub>一</sub>分<sub>二</sub>迷悟<sub>一</sub>・淺

深事異也。」という文からは、宗印が、情智・迷解・淺深と  
いう差別を事造三千と看做していることが窺える。こうした  
宗印の見解は、『北峰教義』の「若以三種三千所收、却不  
妨六位高下是事造所收。」<sup>(43)</sup>という記述と重なるものである。  
ただし、同書においては、六即の事異が事造三千の所收であ  
ることを妨げない、という消極的な言い方がされていたので  
あり、若干の差異があることに注意すべきであろう。

可度は右の記述で、宗印の説を示した後に、「今恐、理事三  
千攝法周遍。豈事造外更有情智・淺深。應屬緣生虛假。  
非圓家即理之事也。」と述べ、宗印の説を批判する。可度  
に言わせれば、情智・迷悟・淺深といった差別が事造三千に  
含まれるという宗印の言及は、兩種三千が六即の事異を收め  
ないではないかという批判を回避するための詭辯に過ぎない  
ということになるのであろう。

次に、可度は『十不二門指要鈔詳解』卷上末において、鑑  
堂思義（生没年不詳）という學匠の説を「鑑堂云、應知、理同  
故即、是理造三千。事異故六、是事造三千。以下事造不出逆  
順二修・權實二造、皆是即理之事全性起修、雖迷解・眞  
似乍分、當處無非理性本具故即不<sub>レ</sub>妨六、六不<sub>レ</sub>妨<sub>レ</sub>即。  
一一無異故事造三千始終不<sub>レ</sub>缺。正由迷解法上當處點即

宋代天台における六即説の展開（久保田）

也。」<sup>(44)</sup>と傳える。思義は、南宋時代末期の學匠と考えられ、  
梵臻の法孫である慧覺齊玉（一一二七）の系統に屬する。思  
義の著作は現存していないため、この説を確かめることはで  
きない。

この記述からわかることは、思義が理造三千を六即の理同  
に配し、事造三千を六即の事異に配しているということであ  
る。思義の見解は、事造三千は理に即する事であり、理性の  
本具であるから、理造三千と事造三千に違いはなく、そのた  
めに兩種三千を分けて理同と事異に配當しても何ら問題はな  
いというものである。

そして、可度は同書同卷において、上記の思義の説を承け  
て自説を述べる。

今依此説、更助顯之。理同・事異非單理・單事。蓋  
由全性起修故有六位迷悟・高下之殊。故曰事異。  
其實皆當處即理也。全修成性故六皆即理。故曰理  
同。是則理同故即、即事之理對理造三千。事異故六、  
即理之事對事造三千。若爾何名俱體・俱用耶。答。  
俱用之言正彰理同故即能即體起用。因中全三千之  
體起於染用。果上全三千之體起於淨用。其實正意  
明理造三千也。四明云、第四句明圓最顯。體用之名

本相即之義。<sup>x</sup>問。三千乃圓融法體。今以六位迷悟。高下一會事造三千。將非差別法而會圓融法乎。答。全性起修雖分六位、其實當處即理。故四明曰、理則本具三千、性善・性惡也。事則變造三千、修善・修惡也。既以修善・修惡爲事造。何妨以六位高下一對之。<sup>45)</sup>

この記述を見れば、理造・事造の兩種三千を分けて六即の理同・事異の両面に配當する可度の説が、前の思義の説を繼承して立てられたものであることが明らかであろう。「理同・事異非單理・單事。」の文が良く言い表しているように、可度は、六即の理同は事に即する理であり、六即の事異は理に即する事であつて、理同と事異は相即しているのであるから、例え一である兩種三千を分けて理同と事異に配當しても、何ら支障はないと説いているのである。

ここで、このような思義と可度の六即説が、前に論じた了然の『大乘止觀法門宗圓記』における六即解釋とどのような關係にあるかが問題となる。要を言えば、理同と事異が一なる三千であることを主張する思義と可度の説は、理同と事異が圓融して兩者ともに三千であると強調する了然の説と本質は變わらないのである。

さらに言えば、理同が理造三千であり、事異が事造三千であるという思義と可度の六即説は、まさしく、三千が理同に趣けば理の三千になり、事異に趣けば事の三千になるという了然の説から導き出せるという指摘もできよう。

さて、右に示した『十不二門指要鈔詳解』卷上末の記述には、可度が設けた二つの問答が確認できる。まず、第一の問にある「俱體・俱用」とは、『十不二門』の「三千無改無明即明、三千竝常俱體・俱用。」<sup>46)</sup>の記述における語である。これまでにも見てきたように、この記述は、知禮が『十不二門指要鈔』卷上において、「約理」<sup>47)</sup>という割註を付すものである。同時に、知禮はこの記述を同書卷下において、「三千世間一常任、理具三千俱名爲體、變造三千俱名爲用。故云俱體・俱用。」<sup>48)</sup>と註釋するのであり、この註釋の意圖をどのように解釋するかが問題となる。

要するに、同書同卷で「俱體」が理具三千（理造三千）と註釋され、「俱用」が變造三千（事造三千）と註釋されているために、同書卷上の「明理」という割註と併せて考えれば、理造三千と事造三千がともに六即の理同の側面に收まるという解釋が成り立ち得るのである。當然のことながら、こうした解釋は、可度にとつては非常に都合が悪いものである。可度は、

自説に對する批判を想定してこの問を立てているのであるう。

そして可度は、第一の問に對する答において、『十不二門指要鈔』卷下の「此第四句明圓最顯。何者、夫體用之名本相卽之義故。」<sup>(49)</sup>という記述を援用しつつ、知禮が六卽の理同と解釋する「俱體・俱用」は、實には理造三千を明かすものであるとして、自説の正當性を強調するのである。<sup>(50)</sup>

第二の問は、圓融の法體である事造三千と、六卽における迷悟・高下といった差別の法を、どのように會通するかを問うものである。この問も、六卽の事異を事造三千と定義する自説に對する批判を考慮したものであらう。

注目すべきは、可度が答の中で、『四明十義書』卷上の「理則本具三千、性善・性惡也。事則變造三千、修善・修惡也。」の記述を引いていることであらう。すなわち、可度は性と修の觀點から六卽の理同と事異を見る場合には、理同が性善・性惡になり、事異が修善・修惡になると認識しているのである。同書同卷の記述を用いる可度の方法は、後代の玉岡蒙潤（一二七五—一三四二）の六卽説を検討する上で重要なものとなる。

蒙潤は、可度より少しく下った時代の學匠である。可度の

宋代天台における六卽説の展開（久保田）

師である佛光法照（一一八五—一二七三）は、宗印の門下である。宗印の門下には、他に桐洲懷坦（生没年不詳）がいて、蒙潤はこの懷坦の孫弟子になるのである。

蒙潤は、諦觀錄『天台四教儀』を註釋して『天台四教儀集註』全三卷を著したことで有名であり、六卽に關する蒙潤の見解は、同書卷下に「約修行位次等者、止觀大意云、卽故初後俱是。六故初後不濫。理同故卽、事異故六。六種卽名既皆是事理體不二義。是故六卽皆具事理兩種三千。故理同故卽、理造也。事異故六、事造也。如義書云、修善・修惡、事造三千。<sup>(51)</sup>六也。理卽迷造、是修惡。性善・性惡、理造三千。<sup>(52)</sup>但卽不妨六、六處常卽。故得六而復卽也。」と見出される。

蒙潤はまず、『止觀大意』の「卽故初後俱是。六故初後不濫。理同故卽、事異故六。」<sup>(53)</sup>の記述を示した上で、「六種卽名皆是事理體不二義。」という『觀無量壽佛經疏妙宗鈔』卷一の記述を引き、六卽は全て理事兩種三千を具えたと説く。そして、六卽の理同は理造三千であり、六卽の事異は事造三千であると主張するのである。さらに、『四明十義書』卷上の「理則本具三千、性善・性惡也。事則變造三千、修善・修惡也。」<sup>(54)</sup>の記述を示し、事造三千を「六」、つまり六卽の事異と解釋し、理造三千を「卽」、つまり六卽の理同と解釋している。

このように、蒙潤も、思義や可度と同じように、理造・事造の兩種三千を分けて六即の理同と事異に對應させているのである。<sup>(56)</sup>また、『四明十義書』を援用して、自説を補強しようとする試みは、恐らくは、前の『十不二門指要鈔詳解』卷上末における可度の記述から影響を受けたものであろう。結果として、六即の理同と事異に關する蒙潤の立場は、宗印や善月とは異なるものになるのであり、『天台四教儀集註』の註釋書が多く作られる後世の日本にも少なからぬ影響を與えることになる。<sup>(57)</sup>

これまで見てきた思義、可度、そして蒙潤に受け繼がれる六即説が、理同と事異の圓融を強調する了然述『大乘止觀法門宗圓記』の説と根本的に同じであることは、前に指摘した通りである。また、可度に限つて言えば、少なくとも宗印の見解を認識した上で自説を立てているのであり、自説への批判を想定した問答も見られた。このことは、可度が周到に自らの六即説を作り上げたということを物語っている。

## 六 結語

本稿では、宋代天台における六即の理同と事異の定義をめぐる問題を扱った。まず、了然述『大乘止觀法門宗圓記』の

説によれば、六即の理同は理事三千の一なる體であり、事異は理事三千における迷悟・高下であるという。また了然は、理事と體用の觀點から六即の理同・事異を論ずる場合には、湛然の教説を用いて、理同を理體に、事異を事用に當て嵌めるのである。

それだけでなく、了然は、六即の理同と事異は圓融し、兩者ともに三千であることを説いていた。特に、六即の事異の側面も三千であることを強調していたことは注目されよう。さらに了然は、三千は六即の理同に趣けば理の三千になり、事異に趣けば事の三千になるという重要な見解を示していたのである。

そして、南宋時代に見られる對立する二つの立場を考える上でも、こうした了然の六即解釋は重要である。宗印が『北峰教義』において、理同を兩種三千の一の法體と解釋する點は、了然の説に近い。善月述『山家緒餘集』にも、宗印と同様の見解が示されていた。一方で宗印と善月は、原則として、六即の事異を理事と體用の觀點から説くことはない。よつて、六即の理同と事異が關わる際の理事や體用の捉え方が、了然の説と異なることがわかるであろう。

宗印の法孫である可度の『十不二門指要鈔詳解』に示され

る思義と可度の説は、兩種三千の相即を強調した上で、兩種三千を分けて理同と事異に配當するというものであった。つまり、思義と可度は、理同を理造三千と看做し、事異を事造三千と看做するのである。

了然の『大乘止觀法門宗圓記』の説と照らし合わせる時、こうした思義と可度の説の中核が、了然の六即解釋に含まれていることは明らかである。同時に、宗印撰『北峰教義』で批判される「先達」の説や、善月が『山家緒餘集』で批判する「二三曲説」の一つが、了然の六即解釋に見られる理同・事異の圓融説を反映している可能性も指摘できよう。

可度の六即説に限って言えば、後に蒙潤も採用することになり、日本も含めた後世への影響が注目されることである。可度と蒙潤が採る説に従えば、六即の事異は、明らかに理同と圓融・相即の關係になるのである。また、こうしたことが、南宋時代の初め頃に、既に了然によって説かれていたことは、六即の理同と事異の問題が、宋代天台における重要な命題であったことを示している。

一方で、宗印と善月の場合には、六即の事異を定義する際に、情智・高下・迷解といった差別が、理事や體用の概念よりも優先され、強調されることになるのである。宋代天台で

宋代天台における六即説の展開（久保田）

は、上述のような六即の事異に對する諸師の認識の違いによつて、六即の理同・事異の兩側面と、理造・事造の兩種三千との對應關係をめぐる意見の對立が生じたのである。

註

(1) 知禮の蜻蛚六即説については、安藤俊雄『天台學論集—止觀と淨土—』（平樂寺書店、一九七五年）所收の同「觀無量壽經疏妙宗鈔概論—天台淨土教における眞佛土の理念—」における「蜻蛚六即」（同書五六—六〇頁）の節等、参照。

(2) 知禮以降の中國天台における教學發展を論じた主な先學の研究には、安藤俊雄『天台思想史』（法藏館、一九五九年）、潘桂明・吳忠偉共著『中國天台宗通史』（江蘇古籍出版社、二〇〇一年）、林鳴宇『宋代天台教學の研究—『金光明經』の研究史を中心として—』（山喜房佛書林、二〇〇三年）等がある。特に、安藤氏の『天台思想史』は、知禮より後の宋代天台諸師の個々の思想を詳細に論じたものである。

(3) 大正四六・一七九頁上。

(4) 大正四六・四五九頁下。

(5) 大正四六・七〇八頁上。池田魯參「十不二の範疇論（二）—

『指要鈔』を通路として—」（駒澤大學佛教學部研究紀要）三六、一九七八年）や張成林「知禮の蜻蛚六即説に關する一考察」（『印度學佛教學研究』五五—一、二〇〇六年）では、この



記述に示される知禮の見解の意義が指摘されている。

- (6) 大正四六・七〇三頁下。
- (7) 安藤俊雄『天台性具思想論』(法藏館、一九五三年・二〇二～二〇五頁)、玉城康四郎『心把握の展開―天台實相觀を中心として―』(山喜房佛書林、一九六一年・五八一～五八九頁)、日比宣正『唐代天台學研究―湛然の教學に關する考察―』(山喜房佛書林、一九七五年・三五一～三八一頁)等、參照。
- (8) 六即の理同と事異の定義をめぐる宗印と可度の見解の相違については、廣橋連城『四明已後の六即論』(『六條學報』五八、一九〇六年)で論じられている。また、例えば島地大等『不二門論講義』(光融館、一九〇九年・二一六～二二七頁)の説明では、宋代天台において、六即の理同と事異の定義をめぐる對立があつたことが示唆されている。
- (9) 了然の思想を扱つた論考に、弓場苗生子『趙宋天台における修性離合義の解釋について』(『早稻田大學大學院文學研究科紀要』六〇―第一分冊、二〇一五年)、同『智湧了然の二義判釋について』(『印度學佛教學研究』六三―二、二〇一五年)等がある。
- (10) 續藏二一三・三八八丁右上。
- (11) 大正三三・八三九頁中下。
- (12) 續藏二一三・三八八丁右上。
- (13) 大正四六・七八四頁下。
- (14) 續藏二一三・三八八丁右上下。
- (15) 前出、註(4)。
- (16) 同前。
- (17) 前出、註(6)。
- (18) 同前。
- (19) 了然述『不二門樞要』卷上(續藏二一五・二二五丁左上)には、『不二門』(前出、註(6))の『三千竝常俱體・俱用』の文を註釋する中で、「問。今云因果理同與三理同故即何殊。答。理義雖殊、即義有殊。彼約三六即橫論即佛。今約豎論九界即佛・佛即九界。」という問答が設けられていて、これには一考を要する。しかし結局のところ、この問答は、『不二門』(前出、註(6))の『三千無改無明即明、三千竝常俱體・俱用。』の記述をもつて『止觀大意』(前出、註(4))の「理同故即」の語を解釋することを否定するものではないと考えられる。
- (20) 續藏二一三・三九一丁左下。
- (21) 續藏二一三・三八八丁右下。
- (22) 續藏二一三・三八七丁右上。
- (23) 了然による三千の解釋については、安藤氏前掲『天台思想史』(二六八～一七二頁)參照。
- (24) 續藏二一三・三八八丁右下。
- (25) 安藤氏前掲『天台思想史』(二〇三頁)、牟宗三『佛性與般若』(下)〔台灣學生書局、一九七七年・一一五四～一二〇頁〕參照。なお、仁岳の『不二門文心解』(續藏二一五・八八丁

左下)には、「三千、事異故六。空中、理同故卽。」とあり、この記述については、石津照璽『天台實相論の研究』存在の極相を求めて―(弘文堂書房、一九四七年・二九五―二九六頁)で論じられている。

(26) 續藏二一六・二三五丁左下―二三六丁右上。

(27) 續藏二一六・二三六丁右上下。

(28) 前出、註(5)。

(29) 前出、註(6)。

(30) 上杉文秀『日本天台史』別冊附録(破塵閣書房、一九三五年・八〇二頁)における『北峰教義』の説明からは、上杉氏が、このような宗印の六卽説の意義を重視し、評價していることがわかる。

(31) 善月の思想を論じたものに、吳忠偉「體一智異―柏庭善月與南宋天台對山家山外之爭的總結―」(『吳越佛教』七、二〇一二年)、弓場苗生子「善月の仁岳説批判」(『天台學報』五六、二〇一四年)等がある。

(32) 續藏二一六・二六〇丁右下―左上。

(33) 前出、註(5)。

(34) 前出、註(4)。

(35) 前出、註(5)。

(36) 前出、註(4)。

(37) 稻葉圓成『天台四教儀新釋』(法藏館、一九五三年・三〇六―三〇九頁)における六卽の理同と事異についての説明は、

宋代天台における六卽説の展開(久保田)

このような宗印と善月の六卽説に依據したものであると思われる。

(38) 續藏二一五・一七六丁右下。

(39) 續藏二一五・一七六丁左上。

(40) 續藏二一五・一七六丁左下―一七七丁右上。

(41) 大正四六・七〇三頁下。

(42) 『百題自在房』(古宇田亮宣編)和天台宗論義百題自在房「三〇二―三〇五頁」の「六卽、淺深位のこと」の項では、「十不二門」(前出、註(41))の「迷厚薄故強分三惑、義開二六卽一名智淺深。」の記述が、智の淺深が六卽の位を分けることの證文として引かれている。因みに、善月述『山家緒餘集』卷中(續藏二一六・二六〇丁左上)には、「蓋明、若事異故六乃情分高下者、此尤非六卽本意也。且今明六卽正顯六處常卽、卽不妨六。豈以情分而定有高下乎。然則不以情分約何義耶。曰理教當爾。何必疣乎。縱以義論、却是約智而分高下也。故記主曰義開二六卽名智淺深。豈非智分高下乎。夫以智分高下則智體常融、始終不二、分而不分。故高下之情忘也。」とあって、ここで善月は、智の淺深が六卽の位の高下を分けると主張している。

(43) 前出、註(26)。

(44) 續藏二一五・一七七丁右上。

(45) 續藏二一五・一七七丁右上下。

(46) 前出、註(6)。

- (47) 前出、註(5)。
- (48) 大正四六・七一五頁中。
- (49) 同前。
- (50) 因みに、可度は『十不二門指要鈔詳解』卷下本(續藏二・五・二二丁右下)においても、「問。今云三理具三千爲體、變造三千爲用。豈非理同故即對三兩種三千耶。答。正明三回家全體之用方名不二也。」という問答を設けているのであり、やはり白らへの反駁を意識しているのが窺える。
- (51) 大正四六・八四一頁上。
- (52) 佛教大系『四教儀集註』第二・五二三〜五二四頁。
- (53) 前出、註(4)。
- (54) 大正三七・二〇〇頁上中。
- (55) 前出、註(51)。
- (56) 佐々木憲徳『天台教學』(百華苑、一九五一年・二〇六頁)における六即の理同と事異の説明は、恐らく、この『天台四教儀集註』卷下(前出、註(52))の説に依ったものである。
- (57) 後世の日本でも、六即の理同と事異の定義をめぐっては見解が分かれる。例えば、慧澄擬空は『四教儀集註半字談』卷五(京都佛學書院藏版・四八丁右左)や『四教儀集註匡謬』(東叡山藏版・五二丁右左)において、宗印の説を知禮の意に合致した正説となし、可度と蒙潤の説を謬説として扱っている。赤松法宣も『天台四教儀集註講述』卷二(佛敎大系『四教儀集註』第二・五二四〜五二六頁)で同様の見解を示す。

大寶守脫は、『天台四教儀集註講述』卷下(同前・五二六〜五二七頁)において、蒙潤の説を、知禮の意に違うものとして註釋している。しかし、守脫は『法華玄義釋籤講述』卷六上(佛敎大系『法華玄義』第四・一四〜一六頁)等で「三種事理」を示し、六即の理同・事異は、この中の第二「理體・事用相對」に當たるとして、思義と可度の説を支持している。他方で守脫は、『觀經疏妙宗鈔講述』卷一(天全二・四七頁上〜四八頁上)や『十不二門指要鈔講述』卷上(天全二・二〇七頁上〜二〇八頁上)では、宗印と善月の説にも一定の理解を示している。

(58) 廣橋氏は前掲論文で、大筋において思義と可度の六即説を支持している。ただし同氏は、宗印の六即説については、『十不二門指要鈔詳解』卷上末(前出、註(40))に示される説のみを見ているようである。よって、同論文には、『北峰教義』の宗印の説を直接確認していないという問題がある。

(キーワード) 六即、理事三千、智湧了然、北峰宗印、『十不二門指要鈔詳解』